



編集・発行/品川区地域振興部商業・ものづくり課

しながわ

# 産業ニュース

Shinagawa Industrial News

No.169

2015年(平成27年)10月

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

TEL.5498-6334 FAX.5498-6338

## メイドイン品川PR事業



### 平成27年度の認定製品が決定しました。

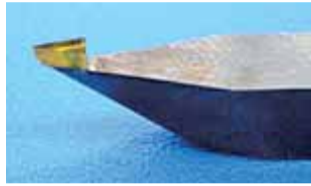
今年度、PR対象製品となったものは4点です。

「メイドイン品川」ブランドとは、品川区内の企業が自社開発・実現化した優れた製品・技術を区が認定し、広くPRすることで、販売促進支援を行うとともに、品川ものづくりブランドのイメージ向上を図ることを目的としています。

#### 単結晶ダイヤモンド精密任意曲線バイト

(株)京浜工業所 (東大井 2-13-8)

LEDテレビや携帯電話のディスプレイ等に使用されるシートの集光率を向上させる任意曲線バイト。普及により高精彩モニターの大幅な映像品質の向上、省エネが見込める。(従来形状精度:1000nm→当製品 150nm)



#### 防水ねじ「シールアップ®スクリュー」

富士セイラ(株) (東大井 1-3-25)

「平タイプのシーリングパッキン」を座面に組込んだ防水ねじ。従来品の形状改良により、防水性・防油性が高まり、ウェアラブル端末等の急成長市場で需要拡大が期待される。



#### ピトー管バーフローチューブ

(株)ジェイエムエス (西大井 6-5-1)

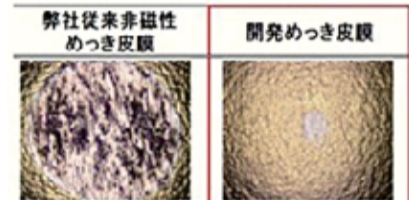
石油精製・水処理等の現場で使用される流量計において、エネルギーロスが少ないピトー管。ごみ焼却場のダイオキシン排ガス測定等、環境維持に貢献。



#### 非磁性・高潤滑性・低接触抵抗めっき

(株)三ツ矢 (西五反田 3-8-11)

非磁性・高潤滑性・低接触抵抗を実現しためっき技術。従来比3倍以上の長寿命化およびMRIなど磁気測定機器のコネクタ部分等における非磁性ニーズに対応し、拡大する新興国市場への販路開拓が期待される。



6万回摺動試験後

問い合わせ 商業・ものづくり課 企業支援係 TEL5498-6333

## いよいよマイナンバー制度がスタートします!



### 10月からマイナンバーを通知します

事業者のみならず、平成28年1月以降、従業員の方の社会保険の手続きや源泉徴収、税金の納付などの手続きにマイナンバーを取り扱います。そのため、従業員や扶養家族等のマイナンバーを取得する必要があります。

マイナンバー制度開始に向けた準備をお願いします

■平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

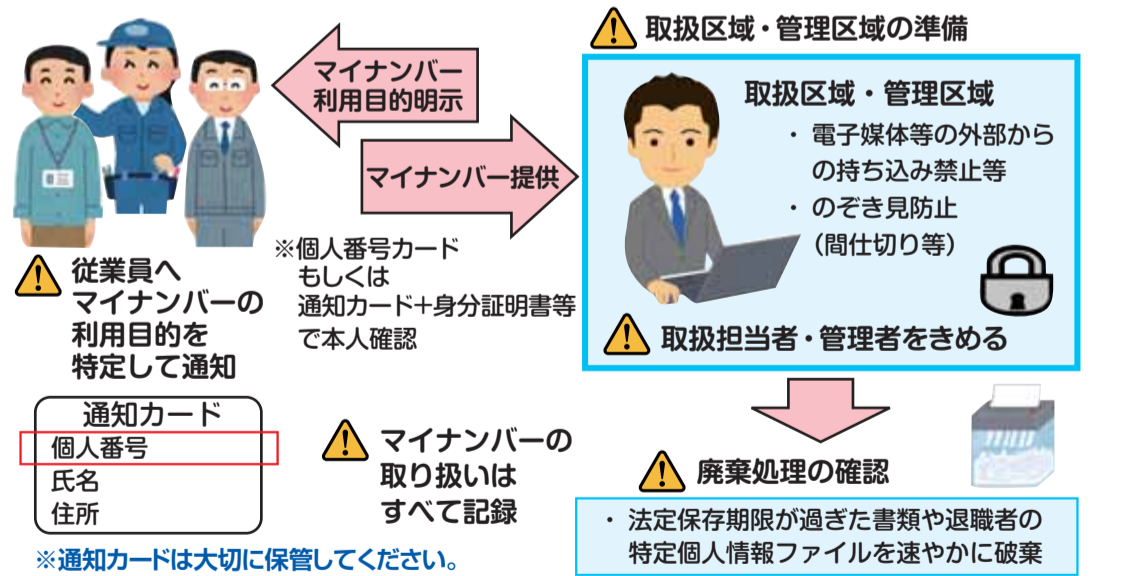
法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、国税庁から通知されます。詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

- 源泉徴収票の作成の手続き
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- 報酬等に係る支払調書の作成 など

税務・社会保険関係書類の様式も変わります。

### マイナンバーの取り扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。



詳細は以下のご案内をご覧ください。

●事業者におけるマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)対策について

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000025600/hpg000025560.htm>

問い合わせ

マイナンバー制度全般に関すること  
品川区マイナンバー・コールセンター TEL 0570-66-6825  
区内の制度推進に関すること  
情報推進課番号制度担当 TEL 5742-6619

公式サイト

マイナンバー

## プレミアム付

## 商品券販売

品川区では、商店街振興と景気対策を図るため、10%のプレミアムがついた区内共通商品券を品川区商店街連合会と連携して販売します。

発売開始日 平成27年11月6日(金)

\*売り切れ次第終了

使用期限 平成28年2月29日(月)

購入できる方 区内在住、在勤を問わずどなたでも購入できます。  
※商店街・商品券取り扱い商店主が購入することはできません。

販売場所

区内42郵便局・商店街事務所等、品川区商店街連合会事務局(西品川1-28-3 中小企業センター4F)

商品券を利用できるお店など詳細は、品川区商店街連合会のホームページをご覧ください。

(<http://shoren.shinagawa.or.jp>/TEL5498-5931)

## 12月からストレスチェックの実施が義務になります!!

働く人のメンタルヘルス不調を防いでイキイとした職場環境を実現しましょう。制度の具体的な運用方法を定めた省令、告示、指針等は、厚生労働省のホームページで公表しています。

問い合わせ 東京労働局労働基準部健康課  
TEL 03-3512-1616

## 東京都最低賃金改正

\*平成27年10月1日から

時間額907円

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

お問い合わせ

東京都労働局労働基準部賃金課 TEL 03-3512-1614(直通)  
東京都最低賃金総合相談支援センター TEL 0120-311-615